

【事案Ⅲ－２】自然災害共済金請求

・ 2021 年 6 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、自宅に設置している太陽光発電システムを設置した屋根が 2019 年 10 月に発生した強風により損害を受けたとして自然災害共済金を請求したが、被申立人は強風による損害は認定できないとして支払がされなかったことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は今回の被害は風災の対象になるものとして自然災害共済金の対象となる部分(太陽光発電システムの再設置の際の下地合板張替えや報告書作成等を除いた部分)について支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

2019 年 10 月に北西側から吹いた風速 21m/sec の強風により屋根面に吹き上げ力がかかり屋根材が割れた風災による被害である。よって、共済により原状復旧できるものであると考える。

被申立人の鑑定会社の判定は、割れや欠けは「経年劣化」が原因であるとの判断で共済金の支払は一切しないとしている。

- (1) 被災原因を経年劣化ありきで調査結果を導き出しているのは納得できない。
- (2) 調査会社との協議の中で、外部からの飛来物による割れを原因としているが、基本的には屋根面に吹き上げ力がかかったことで割れたものとする。よって、打痕がないことで経年劣化とすることは意味がない。
- (3) 建築は 1992 年で 28 年経っているが 2004 年に水性シリコンベスト塗装にて屋根面の塗り替えを行い、太陽光発電システムを設置した。前回の屋根面の塗装から 16 年しかたっていないので、屋根材の割れや欠けの原因を「経年劣化」とするのは著しく不当な判断と考える。
- (4) 調査員は外部からの飛来物で割れた可能性を肯定しているにもかかわらず、経年劣化を原因として非承認とすることは「不当鑑定結果」である。
- (5) 太陽光発電システムの再設置費やその際の下地合板張替えや報告書作成代が共済の対象とならない事は了承する。被害を受けた部分の原状復旧費の共済金支払を望むものである。
- (6) 被申立人は「飛来物の衝突の可能性があると主張するのであれば、損害申請の前提として立証責任は契約者側にあるものと判断する」としているがそれを正しく判断するのが調査会社の責務ではないか。

- (7) 立会人から鑑定会社調査員に対して損害保険鑑定人の資格を所有しているかの質問がされ、調査員は無資格であることがわかり鑑定結果に対して不信感を感じた。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 申立人は、2019年10月の強風により、本件屋根のいずれの屋根材にどのような損傷が発生したのか具体的に特定をしていない。共済金を請求する者は、共済事故の外形的事実と、本件屋根に発生した損害との関連性について、事実認定が足りる主張立証をしなければならない。

(2) 「強風により…屋根材が割れた」との主張は否認。強風でスレート葺屋根材が割れたとは特定できない。

(3) 「共済により現状復旧できるものである。」との主張は争う。スレート葺屋根の耐用年数は20～30年とされ、一般的に10年ごとに定期メンテナンスが必要で、軽微なひび割れや欠けは製品保証においても免責である。本件建物は1991年の建築で26年が経過している。現地調査結果では屋根の先端部分のスレート板の層に剥離・腐食や風化、スレート板に筋状のクラック・接着剤の劣化による剥がれ、苔の付着が散見される。

申立人が主張するスレート板の「割れや欠け」が多数存在すること、本件建物が26年経過していること、最大瞬間風速21m/sec以上の強風は申立人の申告する日以外にもあるため損害発生状況を特定することは困難である、いずれにせよスレート板の「割れや欠け」は経年劣化による損耗であり、風災の損害にはあたらない。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

申立人が主張する共済建物の損傷が申立人主張の風災により生じたとするには疑問があり、専門機関の意見書記載の意見は、事実に即した合理的な推論ないし意見であるというべきである。そうすると、申立人の主張を認めることはできない。